20　第九項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合又は第十項の規定により同項の特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者が同項に規定する書類を提出している場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第八号中「支払をする者」とあるのは、「支払をする者（租税特別措置法第五条の二第九項又は第十項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合には、これらの規定によりこれらの規定の書類を提出した同条第一項に規定する特定振替機関等（当該書類を同条第五項第四号に規定する適格外国仲介業者が提出した場合にあつては、同条第十九項の規定により当該適格外国仲介業者から通知を受けた同項の適格口座管理機関）」とする。

第五条の二第十三項中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを削り、同条第九項中「振替国債非課税適用申告書又は振替地方債非課税適用申告書」を「非課税適用申告書」に、「の外国人登録証明書、法人の登記事項証明書その他の政令」を「が非居住者又は外国法人（第二項の規定の適用がある場合にあつては、適格外国証券投資信託の受託者である非居住者又は外国法人）に該当することを証する書類として財務省令」に、「第二項」を「同項」に改め、「あつては、」の下に「当該非課税適用申告書に記載されている」を「の名称」の下に「並びに当該適格外国証券投資信託に係る同項の記載」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

12　非課税適用申告書を提出した者が、その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所の変更をした場合には、その者は、その変更をした日以後最初に当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その変更をした後のその者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日以後に支払を受ける当該振替国債及び振替地方債の利子については、同項の規定は、適用しない。

13　第八項及び第十一項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第八項中「第一項第一号又は第二号」とあるのは「第十二項」と、「非課税適用申告書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書が同項第二号イに規定する税務署長に提出されたとき若しくは振替地方債所有期間明細書が同号ロ」とあるのは「同項に規定する申告書が第一項第一号」と、「非課税適用申告書又は当該振替国債所有期間明細書若しくは当該振替地方債所有期間明細書」とあるのは「申告書」と、「これらの」とあるのは「当該」と、第十一項中「非課税適用申告書を提出する者」とあるのは「次項に規定する申告書を提出する者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「氏名」とあるのは「変更後の氏名」と読み替えるものとする。

第五条の二第八項の次に次の二項を加える。

9　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

11　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ハの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

11　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号イの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

11　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ハの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

11　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替地方債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ハの規定による振替地方債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替地方債又は当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

11　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十一項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をいう。）において振替記載等を受けている振替国債につきその利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項を記載した書類を作成し、これを、当該特定振替機関等が特定振替機関に対し提出したとき（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の特定間接口座管理機関）を経由して特定振替機関に対し提出したとき）、又は当該適格外国仲介業者が当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関。以下この項において同じ。）を経由して特定振替機関に対し提出したとき（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける者である場合には、当該他の外国再間接口座管理機関及び当該振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して特定振替機関に対し提出したとき）は、当該非居住者又は外国法人は、その支払を受けるべき利子につき第一項第二号ロの規定による振替国債所有期間明細書の提出をしたものとみなす。この場合において、非課税区分において振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子に対する同項の規定の適用については、同項中「利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」とあるのは、「利子」とする。

一　非課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その他の財務省令で定める事項

二　課税区分において振替記載等を受けている振替国債　当該振替国債の銘柄、その利子の額、その利子に係る税額その他の財務省令で定める事項

10　非居住者又は外国法人で非課税適用申告書を提出した者が当該非課税適用申告書を提出した特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替地方債以外の振替地方債につき振替記載等を行わないこととされていることその他の政令で定める要件を満たす区分（以下この項及び第二十二項において「非課税区分」という。）とそれ以外の区分（第二号において「課税区分」という。）とに分けられている口座をい